

## 松島町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、松島町内（以下「町内」という。）の空き家等の有効活用を促進し、町内への移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図るため、松島町空き家バンクを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内の不動産で、次に掲げるものをいう。

ア 現に居住その他の使用がなされていない、又は近い将来において使用しなくなることが予定されている建物及びその敷地

イ 現に使用していない、又は近い将来において使用しなくなるが予定されている土地

(2) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて、当該空き家等の情報を登録し、当該空き家等の購入又は賃借を希望する者に対して、当該情報を提供する事業をいう。

(3) 所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却及び賃貸等を行うことができる者をいう。

(4) 利用希望者 空き家バンクに公開された空き家等の購入又は賃借について、空き家バンクに登録を行った所有者等との交渉を希望する者をいう。

(5) 登録事業者 空き家バンク事業者として登録し、空き家バンクに登録された空き家等の媒介等を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

### (空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、松島町空き家バンク情報登録申請書（様式第1号。以下「情報登録申請書」という。）及び松島町空き家バンク情報登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない

(1) 建物及び土地に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）の写し

(2) 身分を証明するもの（公的機関の発行する顔写真入りの身分証明書）の写し

(3) 松島町空き家バンク情報登録同意書（様式第3号）（空き家の所有者と当該空き家の敷地の所有者が異なる場合に限る。）

(4) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

2 町長は、情報登録申請書が提出されたときは、速やかに当該空き家等の現地調査（以下「現地調査」という。）を実施し、情報登録申請書及び登録カードの記載内容、空き家等の外観、内観等の状況及び市場性等を総合的に判断した上で、所有者等に松島町空き家バンク情報登録調査結果通知書（様式第4号。以下「結果通知書」という。）により通知するとともに、登録が適当と認められる空き家等については、登録番号を付して松島町空き家バンク情報登録台帳（様式第5号。以下「空き家情報登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、既に宅地建物取引業免許を有する事業者との媒介契約がある場合を除き、現地調査を登録事業者に依頼することができる。

4 登録事業者は、前項の依頼を受けたときは速やかに現地調査を実施し、その結果を松島町空き家バンク情報登録調査報告書（様式第6号。以下「調査報告書」という。）により、町長に報告するものとする。

5 調査報告書に基づく結果通知書については、登録事業者に対しても通知するものとする。

6 所有者等は、登録が適当と認められる旨の結果通知書を受領したときは、速やかに登録事業者と媒介契約を締結するものとする。ただし、既に宅地建物取引業免許を有する事業者との媒介契約がある場合又は媒介契約の締結に困難な事情がある場合は、この限りではない。

7 所有者等又は登録事業者は、前項の規定による媒介契約があった場合には、速やかに町長に報告するものとする。

8 空き家バンクへの登録期間は2年間とする。ただし、再登録を申請することを妨げない。

9 所有者等が次に掲げる者である場合は、第1項の規定による登録をすることができない。

(1) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の固定資産税を滞納している者

(2) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 結果通知書を受けた所有者等（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、松島町空き家バンク情報登録事項変更届（様式第7号）及び登録事項の変更内容を記載した登録カード並びにその他変更事項

が確認できる書類を添付し、町長に届け出なければならない。

- 2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による変更の届出があったときの  
前条第2項に規定する空き家情報登録台帳への変更登録及び変更登録完了の通知  
の手續について準用する。

(空き家等の登録抹消)

第6条 町長は、空き家等登録者から松島町空き家バンク情報登録抹消届（様式第  
8号）の提出があったときは、空き家情報登録台帳から抹消するとともに、その  
旨を松島町空き家バンク情報登録抹消通知書（様式第9号）により、空き家等登  
録者及び登録事業者に通知するものとする。

- 2 町長は、当該空き家等の売買又は賃貸契約の成立が確認できた場合は、登録を  
抹消することができるものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者が、空き家等の情報提供を受けようとするときは、松島町空き  
家バンク利用希望者登録申請書（様式第10号）に身分を証明するもの（公的機  
関の発行する顔写真入りの身分証明書）の写しを添付し、町長に提出しなければ  
ならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容等を確認し、松  
島町空き家バンク利用希望者登録申請結果通知書（様式第11号）により、利用  
希望者に通知するとともに、登録が適当と認められる者については、登録番号を  
付して松島町空き家バンク利用希望者登録台帳（様式第12号）に登録するもの  
とする。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録  
者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは松島町空き家バンク利用  
登録者登録事項変更届（様式第13号）により、その旨を町長に届け出なければ  
ならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定により変更届があったときの変更登録及び変更登録  
完了の通知の手續について準用する。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 町長は、利用登録者が松島町空き家バンク利用登録者登録抹消届（様式第  
14号）を提出したとき、又は次のいずれかに該当するときは、空き家バンクの  
利用登録を抹消するとともに、松島町空き家バンク利用登録者登録抹消通知書（様  
式第15号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンクによる売買又は賃貸契約の成立を報告したとき。

- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 松島町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家バンクの利用)

第10条 利用登録者が空き家バンクに登録された空き家等を購入し、又は賃借することを希望するときは、松島町に連絡するものとする。

(登録事業者の要件)

第11条 登録事業者となることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 宅地建物取引業者であること。
- (2) 町内その他指定する市町村内に事業所を有していること。
- (3) 松島町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

(登録事業者の登録等)

第12条 登録事業者となることを希望する者は、松島町空き家バンク登録事業者登録申請書(様式第16号)に宅地建物取引業免許の写しを添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、その結果を松島町空き家バンク登録事業者登録結果通知書(様式第17号)により、申請事業者に通知するとともに、登録が適当と認めるときは、登録番号を付して松島町空き家バンク登録事業者登録台帳(様式第18号)に登録するものとする。

3 登録事業者の登録期間は2年間とする。ただし、登録事業者は、再登録を申請することができる。

(登録事業者の登録変更)

第13条 登録事業者は、前条第1項の規定による登録事項に変更があったときは、松島町空き家バンク登録事業者登録事項変更届(様式第19号)により、町長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、松島町空き家バンク登録事業者登録台帳への変更登録及び変更登録完了の通知の手続について準用する。

(登録事業者の登録取消し等)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第2項の登録

を取り消し、松島町空き家バンク登録事業者登録取消通知書（様式第20号）により当該登録事業者に通知するものとする。

- (1) 登録事業者から松島町空き家バンク登録事業者登録取消届（様式第21号）が提出されたとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 第11条各号の要件を欠くこととなったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、登録が取り消され登録事業者が損害を受けることがあっても、町はこれに対して賠償の責めを負わない。

（取引の報告）

第15条 空き家等登録者又は登録事業者は、空き家バンクに登録された空き家等に係る契約が成約した場合は、遅滞なく町長に報告するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、前項に掲げるもののほか、実施の状況等について報告を求めることができる。

（空き家等の情報提供等）

第16条 町長は、空き家情報登録台帳に登録した情報を松島町ホームページ等への掲載を行うとともに、空き家等登録者及び利用希望者に対し情報提供をするものとする。

（空き家等の媒介契約等）

第17条 町長は、利用者、空き家等登録者及び登録事業者の間における空き家等に係る交渉、媒介契約等には関与しない。

2 交渉、媒介契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、空き家等登録者及び登録事業者において解決しなければならない。

（個人情報の保護）

第18条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月25日から施行する。